

適切な意思決定支援に関する指針

1. 【基本方針】

当院では、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の内容を踏まえ、人生の最終段階を迎える方がその人らしい最後を迎えられるよう、医師をはじめ多職種から構成される医療チームで適切な説明と話し合いを行い、本人の意思決定を尊重し本人に最もふさわしい医療・ケアを提供することを基本とする。

2. 【意思決定のあり方】

- 1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多職種専門職の医療チームと話し合いを行い、本人による意思決定を基本とする。
- 2) 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いが繰り返し行われることが重要で、本人が特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも必要とする。
- 3) 本人の意思は変化しうるものであり、本人からの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療チームにより行われ、本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。
- 4) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、内容の変更、行為の中止等は、医療チーム内で医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- 5) 医療チームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う必要がある。
- 6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、は対象としない。

3. 【人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き】

1) 本人の意思が確認できる場合

- ① 本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされたうえで、本人と医療チームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療チームとして方針の決定を行うこととする。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価などの変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療チームにより、適切な情報提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行われることが必要である。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族も含めて話し合いが繰り返し行われることも必要である。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度文書にまとめ、カルテに記載する。

2) 本人の意思が確認できない場合

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行うこととする。

③ 家族等がない場合及び家族等が判断を医療チームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。

④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度文書にまとめてカルテに記載する。

3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記1) 及び2) の場合において、方針の決定に際し以下の場合は、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置（倫理委員会等）し、医療チーム以外のものを加えて方針等についての検討及び助言を行う。

① 医療チームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合

② 本人と医療チームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

③ 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療チームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療の内容についての合意が得られない場合

2023年12月

医療社団法人 高邦会 福岡中央病院